












事業者への支援施策

新型コロナウイルス感染症対策として、公的機関が行う事業者向けの支援施策をご紹介します(R2.6.19現在)。

区分	支援対象	支援施策・内容	担当窓口 (連絡先)	詳細の参照先		
				ホームページ	広報紙	
給付	売上げが半減した方	持続化給付金 1カ月の売上げが前年同月比で50%以上減少している場合に給付 限度額：中小法人等 200万円 個人事業者 100万円	持続化給付金事業コールセンター ☎ 0120-115-570	 国HP	7月号 P6	
		持続化給付金の愛南町の特設サポート会場 持続化給付金の電子申請の方法が分からない方に、補助員が入力支援を行う特設のサポート会場を、8月下旬に愛南町商工会城辺支所に設置(予約制)。	愛南町商工会城辺支所 ☎ 72-0963	—	7月号 P6	
	売上げが減少した方	持続化応援一時金 (上記の持続化給付金の対象にならない方向け) 1カ月の売上げが前年同月比で20%以上50%未満減少している場合に交付 限度額：中小法人等 50万円 個人事業者 30万円	愛南町役場商工観光課 ☎ 72-7315	 町HP	7月号 P7	
		中小企業者経営安定化支援金 売上げが前年と比べて1カ月以上にわたり15%以上減少し、国等の所定の融資制度を利用している場合に交付(融資額の1/3で上限50万円)	—	 町HP	6月号 P9 7月号 P7	
	今年創業し、売上げが想定より50%以上減少している方	えひめ版創業者持続化緊急給付金 令和2年1月1日から4月13日までに愛媛県内で創業し、金融機関融資審査時の事業計画等における任意のひと月の売上げが想定より50%以上減少している場合に給付 給付額(定額)：法人 50万円 個人事業者 25万円	愛媛県新型コロナウイルス感染症対策企業相談窓口 ☎ 089-909-3842	 県HP	7月号 P6	
融資・貸し付け	売上げが前年同月比5%以上減少している方	【対象者】セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の利用者 【融資条件】 貸付額：5,000万円以内(運転資金) 償還期間：10年以内(うち据置期間5年以内) 融資利率：実質0%(国・県・町が利子分を負担) 保証料率：実質0%(県が全額負担) ※全国统一枠と愛媛県独自枠があり、償還期間、利子負担方法などが異なります。	愛媛県経営支援課 ☎ 089-912-2480 ※融資の相談については、取引先の金融機関へ	 県HP	—	
	愛媛県新型コロナウイルス感染症対策資金の一部融資枠について、融資を受けた方	愛媛県新型コロナウイルス感染症対策資金への利子補給 金利1.0%を県と町が半分(0.5%)ずつ3年間負担	愛南町役場商工観光課 ☎ 72-7315	 町HP	6月号 P9	
休業補償	従業員を一時的に休業させたい方	雇用調整助成金(コロナ特例)	ハローワーク宇和島 ☎ 0895-22-8609	 労働局HP	—	
		緊急地域雇用維持助成金	国の雇用調整助成金の交付決定額に県と町が上乗せして助成	愛媛県産業人材室 ☎ 089-912-2505	 県HP	5月号 P9
		緊急雇用安定助成金		愛南町役場商工観光課 ☎ 72-7315		
		社労士による雇用調整助成金の相談会	雇用調整助成金の申請書類の書き方などについて、社会保険労務士が相談受付対応(商工会の会員以外も対象で予約制)。 【開設日】7月の毎週火曜日 【開設場所および予約先】愛南町商工会本所	愛南町商工会本所 ☎ 73-0700	 町HP	7月号 P8







事業者への支援施策

(前ページからの続き)

区分	支援対象	支援施策・内容		担当窓口 (連絡先)	詳細の参照先	
					ホームページ	広報紙
就農支援	農業を今後も継続させたい方	高収益作物次期作支援交付金	高収益作物(野菜・花卉・果樹・茶)について次期作に前向きに取り組む生産者を支援 1. 需要対応生産支援(5万円/10アール交付) 2. 需要促進取組支援(2万円/10アール交付) 【要件】 ①令和2年2月から4月の間に野菜・花卉・果樹・茶の出荷実績が必要②セーフティーネット(収入保険等)へ加入または加入を予定していること③作付面積が1アール以上あること	愛南町役場 農林課 ☎72-7311	 町HP	—
猶予・その他助成	生産性向上に取り組む中小企業者	中小企業者経営強化補助金	生産性向上に取り組む中小企業者に対して補助金を交付(助成率1/6で上限30万円) 【対象者】国の生産性革命推進事業の補助金採択を受けた中小企業者 【補助金の内容】国の生産性革命推進事業における各補助金について、町が上乗せして助成	愛南町役場 商工観光課 ☎72-7315	 町HP	6月号P9
	売上げが減少した方	賃借料・固定資産税相当額補助金	売上げが前年と比べて1カ月以上にわたり20%以上減少している場合、借り上げている店舗等の賃貸料または固定資産税相当額を助成(3カ月分で上限15万円)		 町HP	6月号P9 7月号P7
	感染防止用品(マスク、消毒剤など)を購入した方	新型コロナウイルス感染症感染防止用品補助金	町内に事業所があり、マスク、消毒剤等を購入した場合、購入費用の半額を助成(1回限りで上限5千円)	 町HP	—	—
	漁業共済に加入している漁業者	漁業共済支援事業補助金	漁業者の皆さまが漁協に申し込みをした漁業共済のうち、養殖共済および漁獲共済掛金の10%を助成(契約保証割合が30%以上のもので上限150万円) 事業主体:愛南漁協、久良漁協 漁業者の皆さまの申請は不要です。加入した漁業共済の内容を基に各漁協が申請します。	愛南町役場 水産課 ☎72-7312	—	—
	農林漁業者	農林漁業者向け金融支援	農林漁業に従事されている方々が利用できる制度資金等を町ホームページに取りまとめて掲載しています。	愛南町役場 水産課 ☎72-7312 愛南町役場 農林課 ☎72-7311	 町HP	6月号P9

個人への支援施策






新型コロナウイルス感染症対策として、公的機関が行う個人向けの支援施策をご紹介します(R2.6.19現在)。

区分	支援対象	支援施策・内容		担当窓口 (連絡先)	詳細の参照先	
					ホームページ	広報紙
給付	町民の皆さま	特別定額給付金(10万円給付)	1人当たり10万円を給付 【対象者】4月27日(月)時点で愛南町に住民票がある方 申請期限:8月14日(金)	愛南町役場 総務課 ☎72-1211	 町HP	6月号P8 7月号P11
	子育て世帯の方	子育て世帯への臨時特別給付金	児童1人当たり1万円を支給 【対象者】令和2年4月分の児童手当(特例給付を除く)を受給された方 ※令和2年3月の中学卒業生含む	愛南町役場 保健福祉課 ☎72-1212	 町HP	6月号P8
	ひとり親世帯の方	ひとり親家庭等子育て応援臨時給付金	1世帯につき3万円を支給 【対象者】令和2年4月分の児童扶養手当を受給された方		—	—
	国民健康保険に加入している被用者	傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われた場合で、療養のため労務に服することができなかった期間において傷病手当金を支給	愛南町役場 町民課 ☎72-7300	 町HP	7月号P9
	住居を失うおそれが生じている方	住宅確保給付金(家賃)	休業等で収入が減少し、離職や廃業と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方に一定期間家賃相当額を支給	愛南町社会福祉協議会 ☎73-7776	 町HP	7月号P11





個人への支援施策

(前ページからの続き)

区分	支援対象	支援施策・内容	担当窓口 (連絡先)	詳細の参照先		
				ホームページ	広報紙	
融資・貸し付け	休業や失業で生活資金にお悩みの方	緊急小口資金 (主に休業された方向け) 総合支援資金 (主に失業された方向け)	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の資金を貸し付け 生活再建までの間に必要な生活資金を貸し付け	愛南町社会福祉協議会 ☎ 73-7776	 町HP	6月号 P21 7月号 P11
	離職や休業で生活資金にお悩みの方	離職者等緊急生活資金	【対象者】 離職後、求職活動を行っているか、休業中の方で、一定の要件に該当する方に資金を融資 【融資条件】 融資限度額：100万円 融資期間：5年以内(6カ月以内の据置き可能) ※制度に関する問い合わせは県労政雇用課、融資の申し込みは四国労働金庫へ	愛媛県労政雇用課 ☎ 089-912-2500 四国労働金庫宇和島支店 ☎ 0895-22-0565	 県HP	—
猶予・免除等	町税等の納付が難しい方	納付(支払い)の猶予(特例)	【対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)で事業等に係る収入が前年同期に比べおおむね20%以上減少し、町税や各種使用料等を一時に納付することが困難な方の納付を猶予 【対象となる町税等】 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する町税や各種使用料等	愛南町役場 税務課 ☎ 72-7301	 町HP	6月号 P8
	水道料金の支払いが難しい方			愛南町役場 水道課 ☎ 72-0835	 町HP	
	下水道使用料の支払いが難しい方			愛南町役場 環境衛生課 ☎ 72-7316		
	住宅使用料の支払いが難しい方			愛南町役場 建設課 ☎ 72-7313		
	保育料の支払いが難しい方			愛南町役場 保健福祉課 ☎ 72-1212		
	放課後児童クラブ保護者負担金支払いが難しい方					
国民年金保険料の納付が難しい方	免除・納付の猶予・学生納付特例	【対象者】 令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方などの国民年金保険料の納付を免除・猶予等 【免除・猶予等の期間】 令和2年2月分以降の国民年金保険料	宇和島年金事務所 ☎ 0895-22-5440 愛南町役場 町民課 ☎ 72-7300	 町HP	5月号 P10 6月号 P9	
国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付が難しい方	免除・減額	【対象者】 新型コロナウイルス感染症により、 ①主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯 ⇒ 保険料(税)全額免除 ②主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、一定の要件に該当する方 ⇒ 保険料(税)一部減額 【対象となる保険料(税)】 令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が設定されている保険料(税)	愛南町役場 税務課 ☎ 72-7301	 町HP	7月号 P9	

休校等による子どもの世話の発生に伴う支援施策

区分	支援対象	支援施策・内容	担当窓口 (連絡先)	詳細の参照先		
				ホームページ	広報紙	
休業補償	従業員(保護者)に有給を与えた事業者	小学校休業等対応助成金	有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10を助成(上限あり)	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎ 0120-60-3999	 国HP	—
	受託業務ができなかった個人事業者(保護者)	小学校休業等対応支援金	令和2年2月27日から3月31日まで 1日当たり4,100円を支給 令和2年4月1日から9月30日まで 1日当たり7,500円を支給		 国HP	—

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆さまへ



新型コロナウイルス感染拡大の影響で売り上げが減少するなど、影響を受けている事業者の皆さまに対して、国や県・町が行う支援施策をご紹介します(R2.6.19現在)。なお、申請書等の必要書類は商工観光課にあるほか、町ホームページからダウンロードできます。



愛南町
ホーム
ページ

1. 国の持続化給付金 国

対象	農業、漁業、製造業、飲食業、小売業など幅広い業種で、事業収入(売り上げ)を得ている中小法人等(医療法人・NPO法人等を含む)・個人事業者
給付額	以下の計算方法で得られる差額を給付額とする。 ※ただし、中小法人等は200万円、個人事業者は100万円を上限とする。
計算方法	(前年の総売り上げ) - (前年同月比▲50%月の売り上げ × 12カ月)
主な要件	事業収入(売り上げ)が前年と比べて、1カ月以上にわたり50%以上減少している。
申請方法	申請は、経済産業省ホームページからの電子申請が基本ですが、電子申請の方法が分からない方は、申請サポート会場にて補助員が入力サポートを行っています。 ※申請サポート会場の利用には、事前の「来訪予約」が必要です。予約は、「WEB予約」または「電話」により行う必要があります。 ▶電話予約 1. 申請サポート会場の受付専用ダイヤル(自動ガイダンス) ※会場コードが必要(宇和島会場は3808) 電話: 0120-835-130(24時間受付による対応) 2. 申請サポート会場電話予約窓口(オペレーター対応) 電話: 0570-077-866(平日、土日・祝日ともに9:00~18:00) ▶常設サポート会場(宇和島会場) ニュー兵頭4階(宇和島市本町追手2-8-5)



持続化給付金
申請サポート
会場HP

■ お知らせ 持続化給付金の愛南町の特設サポート会場が設置されます

国の持続化給付金に関して、電子申請の方法が分からない方などへ支援を行う「申請サポート会場」が下記の期間で設置されます。電子申請ができない方に補助員が入力支援を行いますので、ぜひご活用ください。

- ▶開設日時 8月23日(日)~28日(金) ※事前予約が必要です。
9:00~17:00(最終日は15:00まで)
- ▶開設場所 愛南町商工会城辺支所 2階研修室
(愛南町城辺甲1988-1)
- ▶予約受付窓口
【8月21日(金)までは】愛南町商工会城辺支所
電話: 72-0963(平日の8:30~17:15)
【8月23日(日)以降は】専用の電話番号を設けます。電話番号は、8月22日(土)の新聞折り込みチラシでお知らせします。

|| 問: 愛南町商工会城辺支所 電話: 72-0963

持参必要書類(例)	確定申告書および決算書の控え、対象月の売上台帳、身分証明書の写し、振込口座の通帳の写し(表面と見開き)
-----------	---

※持参品等の詳細や、その他持続化給付金に関する場合は、持続化給付金ホームページをご覧ください。どうか、持続化給付金事業コールセンター(電話: 0120-115-570)にお問い合わせください。



持続化給付金
必要書類HP

2. えひめ版創業者持続化緊急給付金 県

内容	今年創業した事業者で、金融機関融資審査時の事業計画等における任意のひと月の事業収入(売り上げ)について、想定より50%以上減少していると対象となる場合があるので、愛媛県新型コロナウイルス感染症対策企業相談窓口(電話: 089-909-3842)にお問い合わせください。
----	--

事業者向けの支援施策でご不明な点があれば、商工観光課(電話: 72-7315)にお気軽にお問い合わせください。



3. 持続化応援一時金（国の持続化給付金の対象にならない方向け）町

対象	農業、漁業、製造業、飲食業、小売業など幅広い業種で、町内で事業収入（売り上げ）を得ている中小法人等（医療法人・NPO法人等を含む）・個人事業者
交付額	以下の計算方法で得られる差額を交付額とする。 ※ただし、中小法人等は50万円、個人事業者は30万円を上限とする。
計算方法	（前年の連続する3カ月の事業収入（売り上げ）合計）－（本年の対象月を含む同連続する3カ月の事業収入（売り上げ）合計） ※昨年創業した事業者について、算定の特例有り
主な要件	・町内に事業所または住所等がある。 ・令和2年のうち任意のひと月において、前年同月比で事業収入（売り上げ）が20%以上50%未満減少した月がある。 5. 中小企業者経営安定化支援金と重複して受給できません。
必要書類	ア. 交付申請書 イ. 町税等の滞納がない旨の申出書 ウ. 交付請求書 エ. 本年と前年の事業収入（売り上げ）を確認できる書類の写し（税申告方法により違いあり） 本年：下記①または売上台帳など 前年：法人…下記②と③ 個人事業主（青色申告者）…下記④と⑤ 個人事業主（白色申告者）…下記①と④ 個人事業主（住民税申告者）…下記①と⑥ ①事業収入（売上）比較表（町様式） ②確定申告書別表一 ③法人事業概況説明書 ④確定申告第一表 ⑤所得税青色申告決算書 ⑥住民税申告書

4. 賃貸料・固定資産税相当額補助金（商工業者向け）町

要件	・町内に事業所がある。 ・売り上げが前年と比べて、1カ月以上にわたり20%以上減少している。 ・製造業、卸売業、小売業、サービス業、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた業種
内容	「賃貸料」または「固定資産税相当額」を助成（上限15万円） ※いずれも店舗・事務所の3カ月分 住宅等と併用している店舗・事務所の場合は、該当の面積部分で算定
必要書類	ア. 交付申請書兼実績報告書 イ. 町税等の滞納がない旨の申出書 ウ. 交付請求書 エ. 賃貸料の場合…賃貸契約書の写しと賃貸料領収書の写し（直近1カ月分） 固定資産税相当額の場合…令和2年度固定資産税課税明細書の写し オ. 本年と前年の売り上げを確認できる書類の写し（持続化応援一時金と同様）



5. 中小企業者経営安定化支援金（商工業者・農林水産事業者向け）町

要件	・町内に事業所または住所がある。 ・事業収入（売り上げ）が前年と比べて、1カ月以上にわたり15%以上減少している。 ・国、県等が新型コロナウイルス感染症対策のため創設等した次の融資制度を利用している。 ア. セーフティネット保証4号および5号 イ. 新型コロナウイルス感染症特別貸付 ウ. 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 エ. 小規模事業者経営改善資金融資 オ. 衛生環境激変対策特別貸付 カ. 危機関連保証 キ. 愛媛県新型コロナウイルス感染症対策資金 ク. 農林漁業セーフティネット資金 ケ. 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） コ. 経営体育成強化資金 サ. 農業近代化資金 シ. 農業経営負担軽減支援資金 ス. JAバンクえひめ新型コロナウイルス対策資金 セ. 漁業近代化資金 ソ. 災害緊急対策資金 3. 持続化応援一時金と重複して受給できません。
内容	融資額の1/3（上限50万円）を1回限り給付
必要書類	ア. 交付申請書 イ. 町税等の滞納がない旨の申出書 ウ. 交付請求書 エ. 対象の融資制度を利用していることが分かる書類（借用証書の写しなど） オ. 本年と前年の事業収入（売り上げ）を確認できる書類の写し（持続化応援一時金と同様）

6. 新型コロナウイルス感染症感染防止用品補助金（商工業者向け）町

要件	・町内に事業所がある。
内容	マスク、消毒剤等の購入費用の1/2（1事業所当たり上限5千円）を1回限り助成 ※愛南町商工会を通じてマスクを購入された方は、すでにこの助成制度を利用していますので対象外です。
必要書類	ア. 交付申請書兼実績報告書 イ. 町税等の滞納がない旨の申出書 ウ. 交付請求書 エ. マスク、消毒剤等を購入した領収書の写し





■ お知らせ 町内産品を家族や友人へ 町が送料の一部を補助します

町内の産直市で商品を一品以上ご購入いただいた方を対象に、購入商品を発送する際の送料を一律500円割引するキャンペーンを開催しています。

町が送料の一部を負担することで、町内産品の需要拡大を図ります。ぜひこの機会に町外にお住まいのご家族やご友人に町内産品をお届けください。

▶キャンペーン期間
7月1日(水)～8月31日(月)
※期間は変更する場合があります。

▶キャンペーン対象産直市

施設名	所在地
道の駅みしょうMIC	御荘平城 4296-1
緑新鮮市	緑乙712
フレッシュ本松	増田5470
ナッティ西海産直市	船越701



愛南町
ホームページ

愛南の産品を送るなら
今がお得だーし



|| 問：商工観光課 電話：72-7315

■ お知らせ 新型コロナウイルス感染症に関連した法務大臣メッセージ

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者らに対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。

法務大臣メッセージは、YouTube法務省チャンネルをご覧ください。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめなどの被害に遭った方の人権相談を受け付けています。困った時は一人で悩まず、動画の最後に表示されている各機関の窓口に相談してください。



YouTube
法務省
チャンネル

|| 問：松山地方法務局
電話：089-932-5798

■ お知らせ 社労士による雇用調整助成金の相談会を開催します

雇用調整助成金の申請書類の書き方など、社会保険労務士が予約制で相談を受け付けます(商工会の会員以外の方も利用できます)。

▶開設日(毎週火曜日で、事前予約が必要)

7月7日(火)、14日(火)、21日(火)、28日(火)

▶開設時間 各日13:00～16:00

▶開設場所 愛南町商工会本所 3階ホール
(愛南町御荘平城2298-1)

▶その他

事前予約は愛南町商工会本所で受け付けます。

なお、雇用調整助成金を受給された方に、県と町の上乗せ助成がありますので、積極的にご活用ください。

|| 問：愛南町商工会本所 電話：73-0700

■ お知らせ 新型コロナウイルス感染症差別や偏見がない町にしましょう

新型コロナウイルス感染症の脅威の中で、患者やその家族、医療従事者らへの心無い言動や不当な扱いがあると報道を多く見掛けます。新型コロナウイルス感染症に限らず、同和問題をはじめとするさまざまな人権課題において、差別や偏見があってはなりません。

町では、差別事象が発生した場合、愛南町人権・同和对策審議会を開催することとしています。お心当たりの場合には人権啓発室にご連絡ください。

|| 問：人権啓発室 電話：72-1530

■ お知らせ 愛南町は差別を防ぐためのシトラスリボン運動に賛同します

シトラスリボン運動は、新型コロナウイルス感染症の患者や医療従事者らへの差別を防ぐために、松山市の市民グループ「ちょびっと19+」が始めた運動です。

かんきつの色をイメージしたリボンのマークをシンボルにして差別反対を訴えています。

愛南町はこのシトラスリボン運動に賛同し、優しい地域づくりを進めていきます。



|| 問：人権啓発室 電話：72-1530



■ お知らせ 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の被保険者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、保険料(税)が減免となります。

【保険料(税)の減免の対象となる方】

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険料(税)を全額免除**

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等(※)の減少が見込まれ、以下の要件に該当する世帯の方 ⇒ **保険料(税)の一部を減額**

※事業収入等：事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入

※前年の事業所得などが0円の方は、減免対象となりません。

保険料(税)が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

(1)事業収入等のいずれかの減少額が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

(2)前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。

(3)減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

介護保険料については、上記の(1)および(3)が要件となります。また、申請にあたっては収入を証明する書類が必要となります。

【対象となる保険料(税)】

令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が設定されている保険料(税)

(特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日)

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、税務課にお問い合わせください。また、町ホームページにも関連情報を掲載しています。



愛南町
ホーム
ページ

|| 問：税務課
電話：72-7301

■ お知らせ 国民健康保険 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に傷病手当金を支給します



愛南町国民健康保険に加入している被用者(給与の支払いを受けている者に限る)のうち、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われた場合で、療養のため労務に服することができなかった期間において、傷病手当金を支給します。

愛南町
ホーム
ページ

支給対象者(次のすべての条件を満たす方)	①愛南町国民健康保険に加入していること。 ②お勤め先から給与等の支払いを受けていること。 ③新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などがあり感染が疑われ、その療養のため労務に服することができず、給与等の全部または一部の支払いを受けることができないこと。 ④労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日があること。
支給対象となる日数	労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に服することができない期間
支給額の計算方法	1日当たりの支給額 × 支給対象となる日数 1日当たりの支給額 = 直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数 × 2/3
対象期間	令和2年1月1日から9月30日の間で労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合などは最長1年6カ月まで)
申請	申請を希望する場合は、事前に町民課に電話でお問い合わせください。医療機関(受診された方)および事業主の証明書が必要となります。

|| 問：町民課 電話：72-7300



令和2年度の熱中症予防行動

(別紙2)

環境省
厚生労働省
令和2年5月

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

1 暑さを避けましょう

- ・エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
- ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- ・暑い日や時間帯は無理をしない
- ・涼しい服装にする
- ・急に暑くなった日等は特に注意する



3 こまめに水分補給しましょう



- ・のどが渇く前に水分補給
- ・1日あたり1.2リットルを目安に
- ・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに

2 適宜マスクをはずしましょう



- ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を

4 日頃から健康管理をしましょう



- ・日頃から体温測定、健康チェック
- ・体調が悪く感じた時は、無理せず自宅で静養

5 暑さに備えた体作りをしましょう



- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を
- ・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
- ・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。

○新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

愛媛県と松山市が合同で設置しているコールセンターです(24時間対応・土日・祝日含む)。

名称	電話番号	備考
帰国者・接触者相談センター	089-909-3483	体調の悪い方
一般相談窓口	089-909-3468	一般的な相談

※体調不良でかかりつけ医を受診される場合:まずは医療機関に電話でご相談ください。



新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

一時的な資金の緊急貸し付けに関するご案内

愛南町社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸し付けを行う生活福祉資金貸付制度を実施しています。

本制度について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸し付けの対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、**償還免除の特例を設けた緊急小口資金等の特例貸し付け**を実施しています。

①主に休業された方向け(緊急小口資金)

⑦緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸し付けを行います。

貸付上限額	据置期間	償還期限	貸付利子	保証人
20万円以内	1年以内	2年以内	無利子	不要

②主に失業された方向け(総合支援資金)

①生活再建までの間に必要な生活費用の貸し付けを行います。※原則3カ月以内

貸付上限額	据置期間	償還期限	貸付利子	保証人
月20万円以内 (単身)月15万円以内	1年以内	10年以内	無利子	不要

※今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

住宅確保給付金(家賃)

休業等に伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方々に対して、一定期間家賃相当額を支給することにより、住居および就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給上限額: 単身世帯3.2万円 2人世帯3.8万円 3~5人世帯4.2万円
(原則3カ月、最大9カ月分を支給)

対象者: 離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職などと同程度の状況にある方

収入要件: 申請日の属する月の世帯収入合計額が、愛媛県の定める収入基準上限額を超えないこと。

(愛南町の目安) 単身世帯11万円 2人世帯15.3万円 3人世帯18.2万円
4人世帯21.7万円 5人世帯25.1万円

資産要件: 世帯の預貯金合計額が、愛媛県の定める基準額を超えないこと。
(愛南町の目安) 単身世帯46.8万円 2人世帯69万円 3人世帯84万円
4人以上の世帯100万円



愛南町
ホーム
ページ

【申込先】

愛南町社会福祉協議会

電話: 73-7776

■ お知らせ 乳がん(乳房超音波)検診は中止します

町では、30歳代女性を対象とした乳がん(乳房超音波)検診を実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度は検診を中止します。

|| 問: 保健福祉課 電話: 72-1212

■ お知らせ 特別定額給付金(10万円給付)申請をお忘れなく(8月14日(金)まで)

特別定額給付金(10万円給付)の申請期限は8月14日(金)です。なお、高齢者や障がいのある方など、申請することが難しい方には支援を行いますので、総務課にお問い合わせください。

|| 問: 総務課 電話: 72-1211



新型コロナウイルス感染症拡大防止のための避難行動について

現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、人と人との接触をできるだけ減らすことが求められています。

災害が起きて、避難が必要となったときにも、「三つの密」（密閉、密集、密接）による感染リスクを避けるため、できる限り人と人との接触をしないようにすることが大切です。

災害時の避難行動を確認しましょう。

「避難」とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人は避難所に行く必要はありません。

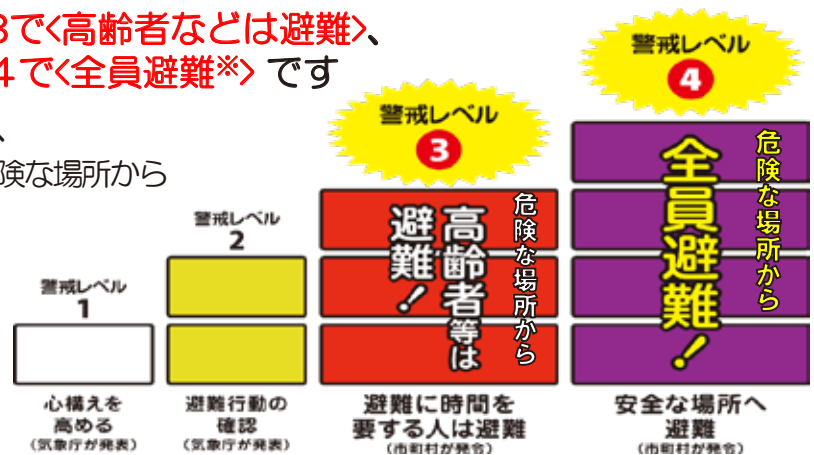
可能であれば、自宅2階への垂直避難や、安全な親戚宅や知人宅への避難も考えられます。

いざ災害が起きたときに、避難所への避難が本当に必要か判断できるよう、ハザードマップ等で事前に確認をしておきましょう（ハザードマップは、本庁・各支所で配布、または、町ホームページに掲載しています）。

避難情報のポイント

■危険な場所から警戒レベル3で〈高齢者などは避難〉、警戒レベル4で〈全員避難※〉です

※ 警戒レベル4「全員避難」は、
高齢者などに限らず全員が危険な場所から
避難するタイミングです。



自宅以外への避難の際に持っていくもの。

親戚や知人宅、避難所に避難する場合、食料や毛布・身の回り品と併せて、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、「マスク」「アルコール手指消毒液（除菌シート）」「体温計」などの衛生用品を持っていきましょう。避難所では、マスクなどの衛生用品が不足する恐れがあります。すぐに避難できるよう、非常用持ち出し袋を準備し、日頃から備えましょう（マスクを持っていない場合は鼻と口を覆うことができるタオルや手拭いなどが代用品として使えます）。

避難所へ避難された場合は、衛生管理と体調管理をお願いします。

ご家庭での感染症対策と同様に、避難所内でも、手洗い、手指消毒、せきエチケットなどを徹底する必要があります。避難所では、マスクなどの着用をお願いします。また、「三つの密」を避けるため、避難世帯ごとに2mほど距離を取り、少なくとも1時間に1回は室内の換気を行ってください。

避難生活中も朝夕に体温を計測するなど、自らの体調を継続的にチェックするとともに、発熱やせきなどの症状が出た場合には、直ちに避難所運営担当者に申し出て、指示に従ってください。

なお、自主避難等で避難所に事前に避難する際、少しでも発熱やせきなどの症状が出ている場合には、避難所に行く前に、保健福祉課（電話：72-1212）に連絡し、指示を受けてください。